

千葉市特別養護老人ホーム等の入所に関する指針

1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム（以下単に「施設」という。）への入所に係る基準を明示することにより、入所決定過程の透明性及び公平性を確保し、もって施設への入所決定の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所対象者

入所対象者は、次項の規定により入所申込者名簿に登録された者（以下「入所申込者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、介護を常時必要とする者であって、居宅において介護を受けることが困難なものとする。

- (1) 要介護3から5までの要介護者
- (2) 要介護1又は2の要介護者であって、特例入所の要件に該当するもの

3 入所申込み

- (1) 施設への入所の申込みは、次に掲げる書類を施設に提出することにより行うものとする。
 - ア 特別養護老人ホーム入所申込書（様式第1号）
 - イ 被保険者証の写し
- (2) 施設は、前号の規定により提出された書類に基づき、特別養護老人ホーム入所調査票（様式第2号）を作成するものとする。
- (3) 施設は、入所申込者名簿を調整し、前号の規定により特別養護老人ホーム入所調査票を作成した者をその入所の申込みの順に入所申込者名簿に登録するものとする。

4 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所申込者の施設への入所待機順位及び入所の決定を行う合議体（以下「入所検討委員会」という。）を設置する。
- (2) 入所検討委員会は、施設長及び生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他専門職をもって構成するものとする。なお、施設を設置する社会福祉法人の評議員その他の第三者を加えることが望ましい。
- (3) 入所検討委員会は、毎月1回以上又は必要がある場合において、施設長が招集し、その委員長となる。
- (4) 委員長は、会議の次第、出席者、入所の決定の経過その他必要と認める事項を記録した議事録を作成する。施設は、議事録を5年間保存するものとする。
- (5) 施設は、入所検討委員会の委員の守秘義務について、特に留意するものとする。

5 入所待機順位決定の方法

- (1) 施設は、入所待機順位名簿を調整する。
- (2) 入所待機順位は、特別養護老人ホーム入所調査票に記載した事項を別表により算定した点数がおおむね80点以上の入所申込者については入所検討委員会の決定により、おおむね80点未満の入所申込者についてはその入所申込者名簿の順位によるものとする。
- (3) 入所検討委員会は、6か月に1回以上又は必要がある場合において、入所待機順位を見直すものとする。

6 入所者の決定

入所申込者の施設への入所は、入所待機順位名簿における順位及びユニット若しくは部屋単位での男女別の構成、認知症専用床等の特性、施設の専門性その他特段の事情を総合的に勘案し、入所検討委員会が決定する。

7 特列入所の要件の認定に係る手続の特例

- (1) 特列入所の要件は、次のいずれかに該当することとする。
 - ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
 - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心確保が困難であること。
 - エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援サービスの供給が不十分であること。
- (2) 施設は、入所検討委員会において要介護1又は2の入所申込者について入所待機順位の決定を行おうとする場合においては、あらかじめ、市に当該入所申込者が特列入所の要件に該当するか否かについて意見を求めることができるものとする。この場合において、施設は、特列入所に係る意見照会（様式第3号）に入所検討委員会に提出する資料であって当該入所申込者が特列入所の要件に該当することを証するものを添えて市に提出するものとする。
- (3) 市は、前号の規定により施設から意見を求められた場合においては、当該施設による当該入所申込者の特列入所の要件への該当性の認定が社会通念上著しく妥当を欠くか否かを審査し、その結果を特列入所に係る意見書（様式第4号）により施設に通知するものとする。
- (4) 市は、必要があると認める場合は、施設に対し、その職員の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができるものとする。

- (5) 前各号の規定は、施設が入所検討委員会において入所申込者の入所の決定を行おうとする場合において特に市の意見を求めることが必要と認められたときについて準用する。この場合において、第2号中「特例入所に係る意見照会（様式第3号）」とあるのは、「特例入所に係る意見照会（様式第3号）及び市の意見を特に必要とする理由を記した文書」と読み替えるものとする。

8 特別な理由による入所

施設長は、前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、要介護者の入所を決定することができる。この場合において、当該入所に係る要介護者が要介護1又は要介護2であるときは、あらかじめ又は入所決定後速やかに、市へ報告するものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第2号の規定により施設への入所を市から委託されたとき。
- (2) 災害等のため入所検討委員会を招集する時間的余裕がないとき。
- (3) 介護者の介護放棄、緊急入院等の非常のとき。
- (4) 和陽園において緊急ショートステイを利用した者のうち入所調整機関が必要と認められたとき。

9 その他

- (1) 入所の決定を辞退した入所申込者の入所待機順位は、繰り下げるものとする。ただし、辞退した理由が本人の入院等やむを得ない場合は、入所待機順位を保留する。
- (2) 入所待機順位の繰り下げを行った場合は、特別養護老人ホーム入所調査票にその旨を記載するものとする。

10 適正運用

- (1) 施設は、この指針を参考に地域の実情等を反映した入所決定過程に係る規程を定め、施設への入所決定を適正に実施するものとする。
- (2) 市は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うものとする。

1.1 指針の適用時期

- (1) この指針は、平成27年3月23日から施行し、平成27年4月1日以後に行われる施設への入所決定から適用する。
- (2) 平成27年3月31日までに施設に入所することとなる入所対象者にあつては、旧指針による。